

第17回農業委員会総会議事録

令和元年5月8日（水）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第63号から第67号)
日程第4 議事(議案第59号から第62号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
8 番	前田 進	9 番	石庭 文男
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (2 名)

7 番 砂原 仁志 15 番 進藤 久司

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 63 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 64 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について
報告第 65 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 66 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 67 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 59 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 60 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 61 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	西尾 哲
主 査	青木 克憲	主 任	吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長（舟木会長）

ただいまから、第17回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「16番 宮下委員」「17番 村上委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第63号の説明）

議長（舟木会長）

報告第63号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第64号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第64号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理

について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第65号の説明)

議長(舟木会長)
次に報告第65号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)
議案書により説明。

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第66号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第66号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第67号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第67号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第59号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第59号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山委員 2番の件について、〇〇氏は高齢であるが取得する必要があるのか。

事務局(青木)

過去にあった〇〇事業による用地買収の条件だと聞いています。

議長(舟木会長)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第59号農地法第3条の規定による許可申請についてを

許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 6 0 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 6 0 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書 7 ページの議案第 6 0 号をご覧ください。

今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 6 0 号について議案書をもとに朗読】

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長 (舟木会長)

1 番については砂原委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 (青木)

議案第 6 0 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内に在住しています。

昭和〇〇年に父の所有する土地に住宅を建て、以降そこで生活し現在に至っております。

このたび、父が亡くなり相続手続きを進める上で調査を依頼したところ既存の住宅敷地の一部が農地であり、初めて違法状態であることがわかり、今回、是正の申請を行うものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 (舟木会長)

2 番については有沢委員より説明をお願いします。

有沢委員

議案第 6 0 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内に在住しています。

昭和〇〇年に父が物置を建て、現在に至っております。

このたび、父が亡くなり相続手続きを進める上で調査を依頼したところ物置の敷地が農地であり、初めて違法状態であることがわかり、今回、是正の申請を行うものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。
議案第60号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第60号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第61号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書8ページの議案第61号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第61号について議案書をもとに朗読】

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 6 1 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内の借家に住み、〇〇事業を営んでいます。仕事の取引先は〇〇方面が多く、現在、〇〇市内で資材置場を借りていますが、返還することになり、新たな資材置場の確保が必要となりました。

このたび、自宅を〇〇地内で建築することになり、その土地の所有者の農地を譲ってもらうことで承諾を頂きました。自宅と資材置場が近くなり作業効率も大幅に図れることから、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

2 番については村上委員より説明をお願いします。

村上委員

議案第 6 1 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内の医療法人です。

現在、〇〇地内で病院と介護支援センター等の施設を運営しています。このたび外来部門の利用者、外来診療部門の患者、施設全体の職員の増加により駐車場が不足しており、敷地内の中庭にもやむなく駐車せざるを得ない状況となっています。

対策を検討した結果、隣接する農地を転用し駐車場を拡張して利用することとし今回転用の申請をした次第です。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（舟木会長）

3 番、4 番については事務局より説明をお願いします。

事務局（青木）

議案第 6 1 号の 3 番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。

現在、兼事務所、従業員・保有車両駐車場、搬入路として利用していますが、加工前及び加工後の を置くスペースがなく苦慮しております。

そのため、資材置場用地を検討したところ、会社に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の

同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第61号の4番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇事業を営んでいます。

現在の資材置場には、事務所、倉庫、車庫があり、土砂を種類ごとに分別して山積みしてあり、トラックや重機が出入りし、作業スペースとして利用しています。近年業績も伸びてきており、土砂を購入・再利用・搬出等それぞれの大きさや種類等に細かく分別するため既存地では置き場所が不足し、作業が不効率になっています。

そのため、資材置場用地を検討したところ、隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

5番については山谷委員より説明をお願いします。

山谷委員

議案第61号の5番について説明します。

申請人は〇〇市内で妻と子供、両親とともに暮らしています。

昨年子供が生まれ、現在の両親が経営する店舗兼住宅では手狭となっています。

そこで子供の世話や親の面倒を考え、候補地を検討したところ、実家に隣接する父が所有の申請地で建築することで話がまとまり今回の申請となりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

6番については堀委員より説明をお願いします。

堀委員

議案第61号の6番について説明します。

申請人は〇〇市内で妻と両親、祖母とともに暮らしています。

今後、子供が出来ると手狭になることや老後の両親の世話をするため、候補地を検討したところ、父所有の農地で住宅を建築することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第61号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第62号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第62号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は12件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第62号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 6 2 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 1 7 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 0 0 分

その他報告事項

農業委員会視察研修会について

- ・実施予定日 令和元年 月 日 () ~ 月 日 ()
- ・視察先 ○○方面
- * 調整後ご案内します。

富山県農業施策に関する政策提案活動について

- * 7 月総会時に提出をお願いします。

農業委員会歓送迎会の精算について

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 6 月 6 日 (木) 午後 2 時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料について

- ・ 2 0 1 9 年度「全国農業図書 普及推進図書」のご案内

第十七回農業委員会總會議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 令和元年五月九日
至 令和元年五月三十一日